



報告案件 第4号

「北広島市立地適正化計画の変更」について



1. 立地適正化計画とは

都市再生特別措置法に基づく計画で、北広島市都市計画マスタープラン(第2次)の一部に位置付けられる計画であり、北広島市強靱化計画を踏まえた北広島市総合計画(第6次)、北海道の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、北広島市都市計画マスタープラン(第2次)と整合し、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものです。さらに、立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであるため、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な分野の計画との連携を図るものです。

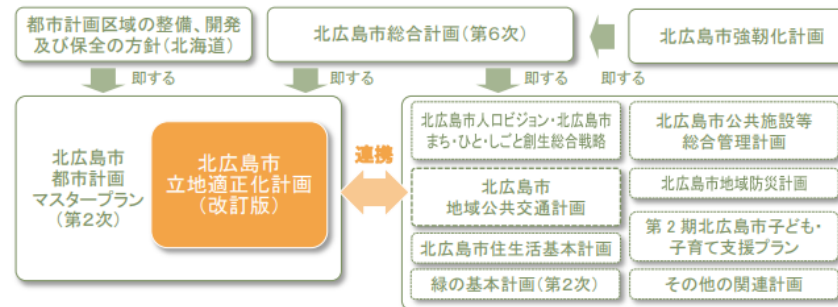


図 計画の位置付け

2. 変更手続き

今回の変更内容は、都市再生特別措置法施行規則第31条に規定されている軽微な変更該当するため、都市計画審議会の意見聴取を省略し変更を行った。



3. 変更概要

立地適正化計画(平成30年12月策定、令和6年3月改定)に、老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項を記載(都市再生特別措置法第81条第9項)

4. 変更の効果

道知事の同意を得ることで、上記事業について、都市計画事業(都市計画法第59条第1項)の認可があったものとみなされる(みなし認可)。

これにより、改修事業に対し、都市計画税を充当することが可能となる。

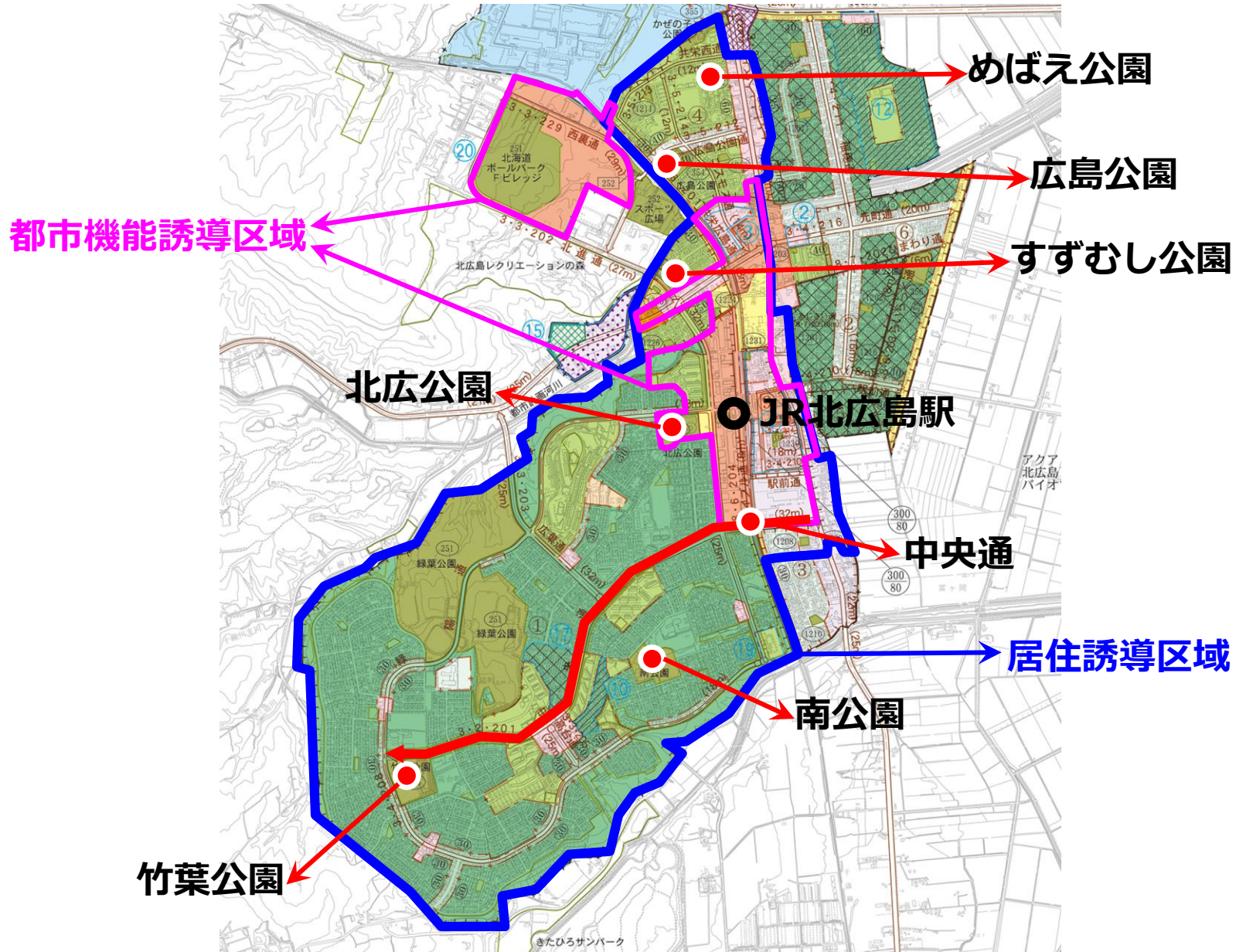
5. 対象施設

中央通、めばえ公園、すずむし公園、南公園、北広公園、竹葉公園、広島公園

※ 居住誘導区域内および都市機能誘導区域内において、各種長寿命化計画に記載している事業で、おおむね令和9年度末(立地適正化計画の中間見直し年)までに予算執行が計画されているもの。

6. 公表日

令和7年3月19日





7. 変更内容

◆ 表紙裏に改定履歴を追記

◆ P24 「第2章 2-3 誘導方針」を以下のとおり変更

改定後	改定前
<p>②若者・子育て世代から選ばれる魅力をもち、高齢者が安心して住み続けられる住環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通利便性に優れ、利便性の高い拠点地区周辺に居住を誘導 ● 人を呼び込むため、若者、子育て世代、高齢者の多様なニーズに対応した住まいを供給 ● 自然の豊かさを感じるゆとりある良好な住環境を維持・保全 ● 北広島で住み続けることができるよう、ライフステージに応じた住み替えを促進 ● 空き地や空き家、中古住宅等の不動産流通を活発化 ● 居住の安全性を確保する、災害リスクを踏まえた居住を誘導 ● 老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修・更新を進める。（事業の詳細については、別添の事業一覧を参照） 	<p>②若者・子育て世代から選ばれる魅力をもち、高齢者が安心して住み続けられる住環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通利便性に優れ、利便性の高い拠点地区周辺に居住を誘導 ● 人を呼び込むため、若者、子育て世代、高齢者の多様なニーズに対応した住まいを供給 ● 自然の豊かさを感じるゆとりある良好な住環境を維持・保全 ● 北広島で住み続けることができるよう、ライフステージに応じた住み替えを促進 ● 空き地や空き家、中古住宅等の不動産流通を活発化 ● 居住の安全性を確保する、災害リスクを踏まえた居住を誘導 (新設)

◆ 別添の事業一覧を追加